五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　音江川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十三年建設省告示第千三十七号で指定した同号十一に掲げる土地の区域を除く。）
　北海道深川市音江町字音江
　五八〇番三八　一号及び二号
　五八〇番二　三号及び四号
　五八〇番二地先河川敷　五号から七号まで
　五八九番八　八号及び九号
　五八九番六　十号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　オキリカップ支流川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　北海道深川市音江町字豊泉
　二六九番地先道路敷　一号
　一五三番　二号から四号まで
　一四七番五　五号及び六号
　一二九番一　七号
　一二九番三　八号
　三一九番一　九号
　三二二番一　十号から十二号まで
　三一二番三　十三号及び十四号
　三一二番二　十五号
　三〇七番七地先道路敷　十六号
　三〇五番四　十七号
　一四九番四　十八号及び十九号
　一五〇番一　二十号
　一五一番　二十一号
　二七九番地先河川敷　二十二号
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　石倉川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を平成七年建設省告示第千六百六十六号で指定した同号四並びに平成八年建設省告示第二千百七十七号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
　北海道茅部郡森町字石倉町
　三四六番　一号から三号まで
　三四七番　四号から六号まで
　四二二番　七号
　五九二番　八号及び九号
　五九〇番　十号
　五八九番　十一号から十三号まで
　五八五番　十四号から十七号まで
　五六五番一　十八号

○国土交通省告示第千三十号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　平成二十四年九月十八日
　国土交通大臣　羽田雄一郎

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　下谷沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　山梨県都留市下谷
　字とけ沢　二五八三番　一号及び三号
　二五八二番　二号
　二五七七番一　四号
　二五七〇番　五号
　二五六六番　六号及び七号
　二五四〇番　八号
　二五三三番　九号及び十号
　字自済地　二五二三番　十一号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　深堀川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　山梨県甲州市塩山下萩原
　字躑躅尾　二四六二番一　一号
　二四六三番　二号
　二四六五番　三号
　二四七三番三　四号
　二四六六番　五号
　山梨県甲州市塩山牛奥
　字隠間　五〇三五番　六号
　五〇三六番三　七号
　五〇三七番　八号
　字文珠沢　五〇三二番三　九号から十二号
　五〇三一番九　十三号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　サスヒラ沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十三年国土交通省告示第百七十六号で指定した同号に掲げる土地の区域を除く。）
　山梨県大月市賑岡町浅利字サスビラ
　一一〇八番一　一号
　一一七九番一　二号及び四号
　一一七九番八　三号
　一一八一番三　五号及び六号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　石原沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　山梨県大月市猿橋町猿橋
　字越路　一四一〇番二　一号
　一四〇八番乙　二号
　字石原　一四二三番　五号及び六号
　一四二一番　七号
　山梨県大月市猿橋町藤崎
　字石原沢　三五一八番　三号
　三五一五番　四号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　花鳥沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　山梨県大月市七保町葛野
　字小泉　二五九番一　一号
　字桂輪サス　一八四九番　二号及び三号
　一八四八番　四号
　一八四四番　五号
　一八五三番　六号
　一八四二番　七号
　一八五四番一　八号
　一八五二番　九号

○国土交通省告示第千三十一号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　平成二十四年九月十八日
　国土交通大臣　羽田雄一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　熊野川
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
　千葉県南房総市白浜町白浜字牛道
　一〇三八一番から一〇三九四番まで
　一〇三九七番及び一〇四二五番
　一〇四〇七番から一〇四五二番まで
　一〇四五四番から一〇四五七番まで
　一〇四五九番
　一〇四六五番から一〇四六七番まで
　千葉県南房総市白浜町白浜字休場
　一〇五四二番から一〇五五〇番まで
　一〇五五三番
　一〇五五五番から一〇五六〇番まで
　一〇五六三番から一〇五六六番まで
　一〇五七四番から一〇五八〇番まで
　一〇五八六番
　千葉県南房総市白浜町白浜字権現澤
　一〇五九三番一及び一〇五九三番三
　一〇五九四番及び一〇五九五番一
　一〇五九六番
　一〇五九七番一及び一〇五九七番二
　一〇五九八番から一〇六〇三番まで
　一〇六〇四番一から一〇六〇四番四まで
　一〇六〇五番
　一〇六〇七番から一〇六一八番まで
　一〇六一九番一から一〇六一九番三まで
　一〇六二〇番
　一〇六二一番一及び一〇六二一番二
　一〇六二二番から一〇六二九番まで

○海上保安庁告示第二百七号

　水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。
　平成二十四年九月十八日
　海上保安庁長官　北村　隆志